

(写)

4 三総政第 442 号

令和 4 年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 4 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 67 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

てら	もと	なお	こ
寺	本	修	子

令和 4 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	寺 本 修 子
生 年 月 日	昭和 18 年 8 月 28 日
現 住 所	東京都三鷹市野崎

学 歴

昭和 42 年 3 月	早稲田大学第一文学部卒業
昭和 44 年 3 月	早稲田大学大学院文学研究科修士課程修了

職 歴

昭和 44 年 4 月	聖徳学園短期大学幼児教育学科助手
昭和 45 年 8 月から	聖徳学園短期大学幼児教育学科講師
昭和 46 年 9 月まで	
昭和 59 年 4 月から	三鷹市立大沢台小学校 P T A 会長
昭和 61 年 3 月まで	
平成 2 年 4 月から	三鷹市青少年対策大沢台地区委員会副会長
平成 4 年 3 月まで	
平成 2 年 9 月から	日本赤十字武蔵野短期大学学生相談室非常勤講師
平成 20 年 3 月まで	
平成 14 年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。
平成 20 年 6 月から	東京都人権擁護委員連合会外国人問題研究委員会委員長
平成 25 年 5 月まで	
平成 20 年 6 月	多摩東人権擁護委員協議会常務委員、現在に至る。
平成 22 年 6 月	東京都人権擁護委員連合会理事、現在に至る。
平成 22 年 7 月から	全国人権擁護委員連合会企画委員
平成 24 年 7 月まで	
平成 24 年 4 月から	東京都人権擁護委員連合会企画委員会副委員長
平成 25 年 5 月まで	
平成 24 年 6 月から	多摩東人権擁護委員協議会副会長
平成 25 年 5 月まで	
平成 26 年 6 月	多摩東人権擁護委員協議会会長、現在に至る。
平成 26 年 6 月	東京都人権擁護委員連合会副会長、現在に至る。
令和 元年 6 月	関東人権擁護委員連合会監事、現在に至る。

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

議案第 68 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

いた	ばし	とし	さだ
板	橋	利	定

令和 4 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	いた ばし とし さだ 板 橋 利 定
生 年 月 日	昭和 29 年 8 月 28 日
現 住 所	東京都三鷹市牟礼

学 歴

昭和 53 年 3 月 成城大学経済学部卒業

職 歴

昭和 53 年 4 月 山崎製パン株式会社入社

昭和 61 年 7 月 同社退社

昭和 61 年 8 月 農業に従事、現在に至る。

平成 6 年 1 月から 三鷹青年会議所理事長

平成 6 年 12 月まで

平成 7 年 4 月から 三鷹国際交流協会理事

平成 18 年 3 月まで

平成 10 年 4 月から 三鷹市消防団第三分団分団長

平成 12 年 3 月まで

平成 14 年 4 月から 三鷹市立高山小学校 P T A 会長

平成 16 年 3 月まで

平成 14 年 6 月から 三鷹市公立学校 P T A 連合会副会長

平成 16 年 5 月まで

平成 20 年 4 月 人権擁護委員、現在に至る。

平成 22 年 7 月から 東京都人権擁護委員連合会研修委員会委員

平成 28 年 3 月まで

平成 26 年 7 月から 三鷹市農業委員会経営部会長

平成 29 年 7 月まで

平成 28 年 7 月から 東京都人権擁護委員連合会企画委員会委員

令和 元年 3 月まで

令和 4 年 6 月 多摩東人権擁護委員協議会副会長、現在に至る。

令和 4 年 6 月 東京都人権擁護委員連合会総務委員会委員、現在に至る。

令和 4 年 7 月 東京都人権擁護委員連合会障がい者の人権研究委員会委員、
現在に至る。

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

議案第 69 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

たけ	もと	あ	す	か
武	本	明	日	香

令和 4 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	たけもとあすか 武 本 明 香
生 年 月 日	昭和 51 年 9 月 5 日
現 住 所	東京都三鷹市井の頭

学 歴

平成 11 年 3 月 東京経済大学経営学部卒業

職 歴

平成 11 年 4 月 有限会社香取（現 株式会社香取）入社

平成 17 年 3 月 同社退職

平成 18 年 1 月から 平成 24 年 10 月まで
林・若林会計事務所（現 税理士法人 A T S）勤務

平成 23 年 5 月 行政書士登録

平成 23 年 5 月 武本行政書士事務所開設、現在に至る。

平成 25 年 4 月から 東京都行政書士会武鷹支部副支部長

平成 27 年 4 月まで

令和 2 年 4 月 人権擁護委員、現在に至る。

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

議案第 70 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

た はら ゆう た
田 原 遊 太

令和 4 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	た はら ゆう た 田 原 遊 太
生 年 月 日	昭和 58 年 4 月 28 日
現 住 所	東京都三鷹市中原

学 歴

平成 18 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
平成 22 年 3 月	首都大学東京（現 東京都立大学）大学院社会科学研究科 修了

職 歴

平成 23 年 12 月	弁護士登録
平成 24 年 1 月から 平成 29 年 7 月まで	馬場法律事務所勤務
平成 24 年 4 月	東京弁護士会多摩支部子どもの権利に関する委員会委員、 現在に至る。
平成 28 年 4 月	東京弁護士会多摩支部司法修習委員会委員、現在に至る。
平成 29 年 10 月	中村法律事務所勤務、現在に至る。
令和 2 年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日